

公害弁連ニュース

**No.
172**

全国公害弁護団連絡会議

東京都豊島区西池袋 1-17-10
エキニア池袋 6 階

城北法律事務所

TEL: 03-3988-4866 FAX: 03-3986-9018

2012 年 6 月 5 日

巻 頭 言

公共事業の大転換を！

代表委員 弁護士 鈴木 堯 博



画餅に帰した「コンクリートから人へ」

民主党は、2009 年の衆議院選挙に際して「コンクリートから人へ」とのキャッチフレーズのもと、公共事業費の大幅削減をマニフェストに盛り込んだ。そして、選挙に勝利して誕生した民主党政権の政策の重要な柱となったのが「無駄な公共事業の典型」と批判されてきた八ッ場ダムの建設中止であった。ところが、2011 年 12 月には一転して、八ッ場ダムの建設再開があっさりと決定されてしまった。

2012 年 4 月に成立した新年度の国家予算では、東日本大震災の復興費に紛れて、八ッ場ダムをはじめとする大型公共事業の予算が次々と復活した。東京外郭環状道路、整備新幹線、三陸沿岸道路、名古屋環状 2 号線等々である。事業仕分けの対象となったはずのスーパー堤防も規模を縮小しながら復活した。

民主党政権は、大型公共事業の推進路線へと、

大きく舵を切ったものと見える。「コンクリートから人へ」は遂に画餅に帰した。

政・官・業の癒着構造の 「公共事業複合体」

何故、このような結果になってしまったのか。

おそらく、長年にわたる自民政権時代に強固に築かれてきた「公共事業複合体」には、民主党政権も対抗できなくなったのであろう。

「公共事業複合体」は、アメリカの「軍産複合体」に倣って名付けられたものであり、政・官・業の「鉄のトライアングル」といわれる癒着構造をもった強力な公共事業推進体制である。これは、国民の統制が実質的には及ばない仕組みになっているため、国民不在が特徴的である。民主主義の理念とは対極にある。

公共事業複合体の中心に位置しているのは、公共事業の政策立案者で発注者である官僚である。

官僚は、「公益」の美名のもとに予算と人事を思うがままに動かしながら、実質的に政治の主導権を掌握してきた。そのため、民主党は「政治主導」と「脱官僚依存」を政策に掲げた。民主党の議員も、当然、その目標めざして懸命に努力したのであろう。

しかし、情報を独占している官僚は、その権益を守るためには、時の政権に対してさえも肝心な情報を秘匿することがある。このような官僚に太刀打ちできなくなった政権は、政権自体を維持するには、官僚のいうとおりに動かざるをえなくなる。

それが現在の政権の置かれた状況なのであろう。

公共事業に関する法制度の欠陥

このような状況を許している主な原因は、公共事業に関する法制度に欠陥があることである。

第一に、公共事業の上位計画に関する法制度である。

公共事業の上位計画を決定する根拠法としては、かつての「国土総合開発法」に代って「国土形成計画法」や「社会資本整備重点計画法」などの法律がある。

これらの法律に基づいて「国土形成計画」や「社会資本整備重点計画」などの中長期的な「公共事業上位計画」が策定される。この上位計画は閣議によって決定される。閣議といっても実質的議論もなく官僚の策定した計画案がそのまま承認されるだけである。閣議にかけられる前に審議会の意見を聴くが、審議会の委員の大半は「御用学者」であるため、官僚の案にお墨付きを与えるだけである。国民は上位計画が閣議決定されるまで蚊帳の外に置かれ、この計画に民意が反映される余地はない。法制度の欠陥である。

第二に、個別の公共事業の見直しに関する法制度である。

公共事業上位計画を踏まえて、個別の公共事業が策定され、実施される。2002年から「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（政策評価法）が施行されて、この法律のもとで、公共事業の見直しのために、費用便益分析を中心とする公共事業評価制度が実施されるようになった。

ところが、この評価制度は、行政内部の自己評価にとどまり、独立・中立の第三者機関のチェックを受けることがない。ましてや民意の反映の機会もないし、重要な情報の公開もない。そのため、費用便益分析も恣意的な「お手盛り評価」となる傾向が強い。

その結果、筆者の調査した範囲では、評価制度が実施されて以来今日まで一万数千件の新規公共事業の採択時評価において、不採択と判定された事業は皆無である。このことから明らかなように、政策評価法に基づく評価制度は、その本来の機能を果たしていない。法制度の欠陥である。

日弁連「公共事業改革基本法（試案）」の提起

このような現行法制度の欠陥を改善するために、日弁連は、筆者も委員を務める公害対策環境保全委員会を中心に、「公共事業改革基本法（試案）」を提起すべく準備を進めてきた。2012年夏には理事会審議を経て、日弁連意見書の形で正式に発表の運びとなる予定である。

「公共事業改革基本法（試案）」は、全体で78条に及ぶ条文を定めている。その基本的な目的は、政官業の癒着構造のもとで実施されてきた従来の公共事業のあり方を見直し、公共事業上位計画の策定段階から公共事業の実施、完了後に至るまでの手続過程における民主性、透明性、合理性、公

正性を確保することである。

その柱は、①情報公開の保障、②市民参加の保障、③環境保全優先性の要件適合性、④地方分権化による国と地方公共団体の役割分担、⑤独立・中立の第三者機関の評価審査、⑥公共事業の中止に伴う措置、⑦争訟手続等である。

このうち、情報公開については、公共事業上位計画案を作成する行政機関及び公共事業実施機関は公共事業に関する情報を保存し公表する義務があり、市民はその情報を知る権利を有するものとしている。

また、市民参加については、市民は、その意思が反映されることを目的として意見を述べ又は提案する権利を有し、意見書提出や公聴会での質疑討論に対しては公共事業実施機関等は応答義務を負うものとし、双方向性の議論の機会を保障するものとしている。

公共事業複合体が国民抜きで公共事業を決めていくこれまでのやり方を変えるには、何よりも情報公開と市民参加の徹底を図ることが必要不可欠である。

国民的監視を強め、 権力に対して声をあげよう

2012年5月5日、泊原発3号機が定期検査のため運転を停止して、国内の原発50基すべてが止まった。全原発が止まるのは1970年以来42年ぶりである。原子力村と呼ばれる「原発複合体」は、政・官・業に学者・マスコミも加わった特殊な公共事業複合体である。これに対抗して「原発ゼロの日」を迎えたのは世論調査に示されている世論と運動の力である。

野田政権は、関西電力大飯原発の再稼働を目指しているが、関西の自治体は再稼働に慎重な姿勢を示している。今後、わが国が原発からの撤退を

実現するには、多くの国民が原発ノーの声をあげ続け、大きな運動にしていくことである。

それと同様に、公共事業を大転換させるには、無駄で有害な公共事業に反対の声をあげ、運動を大きく発展させることである。無駄で有害な公共事業の中止を求める訴訟を全国各地で次々と起こすことも必要であり、法制度の改善を求める運動を作ることも必要である。

公共事業に対する国民的監視をもっと強め、権力に対して声をあげ続ければ、公共事業を大転換させる日は必ず来るであろう。

公害弁連 40 周年記念シンポと レセプションを開催

公害弁連 40 周年実行委員会事務局長
弁護士 村 松 昭 夫

1

去る 3 月 31 日、公害弁連結成 40 周年を記念してシンポジウム「公害弁連 40 年と原発問題」とレセプションを開催しました。当日は、シンポジウムとレセプションに、75 団体から 200 名を越えるご参加をいただきました。あらためまして心よりお礼申し上げます。

2

シンポジウムでは、馬奈木昭雄代表委員の開会あいさつに続いて、40 年の闘いのなかで亡くなられた諸先輩や公害被害者に対する黙祷が行われました。

「公害弁連 40 周年の闘いと原発問題」と題する基調報告を行った中島晃代表委員は、様々な困難を被害者に寄り添って共に闘うなかで切り拓いてきた公害弁連 40 年の闘いを紹介し、この経験を原発事故被害の全面救済と脱原発に向けた闘いに結び付けていくことを呼びかけました。

続いて、パネルディスカッション「原発問題—被害の全面的な救済と脱原発にどう取り組むか」が、除本理史大阪市立大学准教授、広田次男「福島原発被害弁護団」共同代表、矢ヶ崎克己琉球大学名誉教授、板井優「原発なくそう！九州玄海訴訟弁護団」共同代表、馬奈木巖太郎「生業を返せ、地域を返せ！福島原発事故被害弁護団」団員をパネリストに迎えて行われました。このパネルディ

スカッションは、東日本大震災に伴う福島第一原発事故が、今なお収束していないばかりか、その被害は史上最大の公害被害として広がっている現状があるにもかかわらず、東電をはじめとする電力会社や国が、被害の全面救済を行おうとせず、事故原因の全面的な究明が行わないまま原発の再稼働を進めようとするなどの動きを強めていること、その一方で、現地福島では「福島原発被害弁護団」と「生業を返せ、地域を返せ！福島原発事故被害弁護団」の 2 つの弁護団をはじめとする被害の全面賠償を求める闘いが広範に広がり、かつ、全国的な原発の操業差し止めを求める運動や訴訟も急速に広がっていることを踏まえて、公害弁連 40 年の闘いの到達点を確認すると共に、原発事故の被害実態と特徴、それを踏まえての完全賠償を求める闘いをどう構築していくか、さらに、脱原発に向けた闘いの展望等をどう切り拓いていくか等を考える場として開催されました。

パネルディスカッションでは、はじめに、広田氏から原発被害の実態、現状について、矢ヶ崎氏から内部被爆問題の重大性について、さらに除本



氏から被害実態調査から被害の特徴が報告されました。続いて、全面的な被害救済に向けた闘いの現状と課題が広田氏と馬奈木氏から報告され、その後、板井氏から、九州での脱原発に向けた闘いの現状報告と脱原発に向けた闘いの展望が報告されました。

その後の会場発言では、宮本憲一元滋賀大学学長や豊田誠代表委員、小野寺利孝「福島原発被害弁護団」共同代表などから、未曾有の公害被害に対して新たな理論と闘いを構築していく必要性が語られました。最後に、各パネリストから、運動や訴訟の展望、公害弁連の取り組むべき方向がまとめの発言として行われました。

公害弁連は、4大公害訴訟を皮切りに40年間に亘って数多くの公害闘争に勝利するなかで多くの貴重な成果と経験を積み重ねてきましたが、福島原発事故は、空間的にも時間的にも、わが国がこれまで経験したことのない未曾有の公害であり、その被害救済とそれに続く脱原発に向けた闘いには、従来の規模を大きく上回る闘いと新たな理論、大胆な発想が求められており、今回のシンポがその出発点になることが期待されます。

3

シンポ終了後、記念レセプションも多数の参加のなかで行われました。レセプションでは、淡路剛久日本環境会議理事長、大石利生公害被害者総行動実行委員会代表委員、さらに日本共産党市田忠義書記局長からお祝いと励ましのスピーチを頂き、宮本憲一氏の音頭で乾杯が行われました。レセプションでは、公害弁連40年の闘いに、代表委員、幹事長として大きな貢献をされた井関和彦氏、榎本信行氏、加藤満生氏、故木村保男氏、近藤忠孝氏、千場茂勝氏、高田新太郎氏、豊田誠氏、野呂汎氏、板東克彦氏、故矢島惣平氏の11名の

全国公害弁護団連絡会議 創立40周年記念レセプション 2012年3月31日 スクワール



方々に感謝状と記念品が贈呈されました。公害被害者団体をはじめとする公害関係団体や原発被害の救済と脱原発に取り組む若手弁護士なども紹介され、決意表明も行われるなど、新たな闘いの前進を誓い合う場ともなりました。

4

公害弁連は、昨年から、結成40周年記念事業として、今回のシンポジウムとレセプションの開催、「法と民主主義」誌上での「公害弁連40年の歩み—被害者救済と公害根絶の闘い—」と題する4つの座談会の開催、公害弁連40周年記念論文集「公害環境訴訟の新たな展開—権利救済から政策形成へ—」の発刊、さらに、これまでの議案書などの文書の収集、整理を行ってきました。

公害弁連の闘いは、間違いなく、公害と環境破壊がなくなるまで被害者運動と共に続きます。そして、残念ながらその終焉は見えていません。次の50周年、60周年に向けて、知恵と力を総結集して、とりわけ福島原発事故被害の完全救済と脱原発社会の実現に向けて、一層大きな公害環境運動を巻き起こしていきましょう。

40周年企画に大きなご協力をいただきましたことを心よりお礼申し上げます。

感謝状贈呈者 (50音順)

弁護士 ^{い ぜき}井関 ^{かずひこ}和彦 殿 大阪弁護士会所属 (第12期)
 <公害弁連関係> 副幹事長 (1979年～1980年)
 幹事長 (1990年～1993年)
 代表委員 (1997年～2000年)
 <加入 弁護団> 西淀川大気汚染訴訟弁護団等

弁護士 ^{えのもと}榎本 ^{のぶゆき}信行 殿 東京弁護士会所属 (第17期)
 <公害弁連関係> 代表委員 (2000年～現在)
 <加入 弁護団> 横田基地公害訴訟弁護団等

弁護士 ^{かとう}加藤 ^{みつお}満生 殿 横浜弁護士会所属 (第15期)
 <公害弁連関係> 代表委員 (1997年～2010年)・顧問 (2011年～現在)
 <加入 弁護団> 川崎公害訴訟弁護団
 土呂久鉾害訴訟弁護団等

弁護士 ^{きむら}木村 ^{やすお}保男 殿 (故人) 大阪弁護士会所属 (第12期)
 <公害弁連関係> 幹事長 (1975年～1976年)
 <加入 弁護団> 大阪国際空港訴訟弁護団等

弁護士 ^{こんどう}近藤 ^{ちゅうこう}忠孝 殿 京都弁護士会所属 (第14期)
 <公害弁連関係> 幹事長 (初代。1972年～1973年)
 代表委員 (1996年～現在)
 <加入 弁護団> イタイイタイ病訴訟弁護団等

弁護士 ^{せんば}千場 ^{しげかつ}茂勝 殿 熊本県弁護士会所属 (第13期)
 <公害弁連関係> 代表委員 (1994年～2002年)・顧問 (2003年～現在)
 <加入 弁護団> 熊本水俣病訴訟弁護団等

弁護士 ^{たかだ}高田 ^{しんたろう}新太郎 殿 群馬県弁護士会所属 (第19期)
 <公害弁連関係> 幹事長 (1085年～1987年)
 <加入 弁護団> 安中公害訴訟弁護団等

弁護士 ^{とよだ}豊田 ^{まこと}誠 殿 東京弁護士会所属 (第13期)
 <公害弁連関係> 事務局長 (初代。1972年～1976年)
 副幹事長 (1977年～1978年)
 幹事長 (1980年～1984年)
 代表委員 (2000年～現在)
 <加入 弁護団> イタイイタイ病訴訟弁護団
 スモン東京訴訟弁護団
 水俣病東京訴訟弁護団等

弁護士 ^{のろ}野呂 ^{ひろし}汎 殿 愛知県弁護士会所属 (第11期)
 <公害弁連関係> 幹事長 (1977年～1979年)
 <加入 弁護団> 四日市公害訴訟弁護団
 名古屋新幹線公害訴訟

弁護士 ^{ばんどう}坂東 ^{かつひこ}克彦 殿 新潟県弁護士会所属 (第11期)
 <公害弁連関係> 幹事長 (1974年)
 <加入 弁護団> 新潟水俣病訴訟弁護団
 イタイイタイ病訴訟弁護団

弁護士 ^{やじま}矢島 ^{そうへい}惣平 殿 (故人) 横浜弁護士会所属 (第10期)
 <公害弁連関係> 代表委員 (1989年～1996年)
 <加入 弁護団> 川崎公害訴訟弁護団
 土呂久鉾害訴訟弁護団等

感謝状

弁護士 井関 和彦 殿

貴殿は、西淀川大気汚染公害裁判の二代目の弁護団長として、大気汚染公害被害者の救済と、「手渡したいのは青い空」のスローガンに象徴される大気汚染根絶の闘いの先頭にたって奮闘されました。

貴殿が団長として闘われた西淀川大気汚染公害裁判では、他の大気汚染公害裁判に先駆けて、コンビナー型でない企業群の共同責任を認めさせ、また初めて自動車排ガスの健康影響を認めさせる大きな成果をあげました。

また、被告企業や国・道路公団との和解解決にあたっては、被告企業との和解を先行して成立させ、解決金の一部を公害地域の再生にあてるなど、全国の大気汚染裁判の和解解決の典型をつくられました。

公害被害者に寄り添い、二〇年にわたる西淀川大気汚染公害裁判の闘いの先頭にたち、勝利に導いた貴殿の功績は極めて大きいものです。

さらに、全国公害弁護団連絡会議の代表委員として、四〇年に及ぶ活動に貢献された功績は極めて顕著です。よって、全国公害弁護団連絡会議の結成四〇周年にあたり、貴殿の功績を称え、ここに感謝状を贈呈します。

二〇一二年三月三十一日

全国公害弁護団連絡会議

感謝状

弁護士 榎本 信行 殿

貴殿は、不屈の精神と正義感をもって、砂川事件、長沼事件、百里事件などの多くの基地反対訴訟を担当された後、基地騒音被害を公害訴訟として提起した横田基地公害訴訟において全国の基地公害訴訟で最初の勝訴判決を得ました。さらに、新横田基地公害訴訟では、弁護団長として、全国に先駆けて大規模訴訟や対米国訴訟を提起するなど今日の基地公害訴訟の発展に大きく寄与されました。

また、代表委員として四〇年に及ぶ全国公害弁護団連絡会議の活動に貢献された功績はきわめて顕著です。よって、全国公害弁護団連絡会議の結成四〇周年にあたり、貴殿の功績を称え、ここに感謝状を贈呈します。

二〇一二年三月三十一日

全国公害弁護団連絡会議

感謝状

弁護士 加藤 満生 殿

貴殿は、横浜弁護士会、日本弁護士連合会の公害委員会委員長での豊富な経験を活かし、川崎公害裁判弁護団長として大気汚染被害者の救済と公害根絶の取組みにおいて先頭に立って奮闘してきました。

とりわけ、加害企業の責任を断罪した第一次訴訟判決の後の東京電力・日本鋼管との全面解決交渉では、高い識見と確信に満ちた戦闘性を発揮して、全面勝利の和解を勝ち取り、第二次から第四次訴訟の道路公害に係る国と道路公団の責任を追及した勝訴判決とその後の自主交渉でも絶えず先頭に立ち、被害者の激励に意を注ぎつつ、全面勝利解決を勝ち取りました。

勝利和解後も、被害者の救済、公害の根絶、環境再生とまちづくりの諸課題に積極的に取り組み、そのうえで全国公害弁護団連絡会議の代表委員として四〇年に及ぶ活動に貢献された功績は極めて顕著です。

よって、全国公害弁護団連絡会議の結成四〇周年にあたり、貴殿の功績を称え、ここに感謝状を贈呈します。

二〇一二年三月三十一日

全国公害弁護団連絡会議

感謝状

弁護士 木村 保男 殿

貴殿は、わが国初めての大型公共事業の差止を求め、
るいわゆる大阪空港夜間飛行差止請求事件において、
一五年間の長きにわたり弁護団長を務め、獅子奮闘の
活躍をされ、多大の成果をあげられました。中でも昭
和五〇年一月に大阪高等裁判所の下した夜九時以降
の差止を認めた第二審判決は、わが国公害裁判史上歴
史的な意義を有する画期的なものです。この判決は、
残念ながら最高裁大法廷では訴えが却下となりました
が、運輸省は第二審判決を尊重し、夜九時以降の飛行
差止を自主的な措置によって実施し、実質的には完全
勝訴の判決と同様の結果をもたらしました。

また、貴殿は、一九七五年から三年間、全国公害弁
護団連絡会議の幹事長として全国各地の公害裁判の応
援弁論に駆けつけ、わかりやすく人情味あふれた名弁
論で各地の弁護団を励まし、高く評価されました。

よって、全国公害弁護団連絡会議の結成四〇周年に
あたり、貴殿の功績を称え、ここに感謝状を贈呈します。

二〇一二年三月三十一日

全国公害弁護団連絡会議

感謝状

弁護士 近藤 忠孝 殿

貴殿は、四大公害裁判の一つであるイタイイタイ病
訴訟において、運動の前進を図るために、東京から富
山に移住して、原告勝訴の判決を勝ち取るうえで中
心的な役割を果たすとともに、公害被害者敗北の歴史を
勝利の歴史に転換するうえで重要な貢献をされました。
また、その後も三井金属に対し、カドミウムによる土
壌汚染の復元及び無公害鉱山の実現のための発生源対
策を迫り、汚染された環境の復元と操業によるカドミ
ウム排出を自然界値とする鉱山を実現させるなど、輝
かしい成果を獲得してきました。

全国公害弁護団連絡会議の活動においては、初代幹
事長、そして代表委員として結成以来四〇年の長きに
わたり、常にその活動の中核となつて貢献された功績
は極めて顕著です。

よって、全国公害弁護団連絡会議の結成四〇周年に
あたり、貴殿の功績を称え、ここに感謝状を贈呈します。

二〇一二年三月三十一日

全国公害弁護団連絡会議

感謝状

弁護士 千場 茂 勝 殿

貴殿は、わが国の四大公害訴訟の一つである水俣病裁判において、訴訟提起以来、原告患者とともに闘い、第一次訴訟で全面勝利判決を獲得し、さらに、国・県及び株式会社チッソを被告とする第三次訴訟・国家賠償請求訴訟においては弁護団長として活躍され、二度にわたって勝訴判決を勝ち取りました。その後、長期にわたって政府に解決を迫り、国の水俣病被害者切捨て政策を転換させ、一人を超え水俣病被害者の救済を実現しました。貴殿の功績は極めて顕著です。

よって、全国公害弁護団連絡会議の結成四〇周年にあたり、貴殿の功績を称え、ここに感謝状を贈呈します。

二〇一二年三月三十一日

全国公害弁護団連絡会議

感謝状

弁護士 高田 新太郎 殿

貴殿は、第二のイタイイタイ病といわれた安中公害事件に、自身の少年期の農業経験を活かして弁護団の中心を担って奮闘してきました。

「安中方式」といわれる闘い方を確立し、東邦亜鉛による無認可増設・違法操業を審査請求により告発し、刑事裁判での追及とあいまって、自主交渉でその操業の中止を勝ち取る成果をあげました。

農業被害に対する損害賠償訴訟では、わが国の公害裁判史上、初めてといわれる故意責任を認めた判決を勝ち取り、被害農民の救済の途を切り開きました。

また、幹事長として全国公害弁護団連絡会議の活動に貢献され、その功績はきわめて顕著です。

よって、全国公害弁護団連絡会議の結成四〇周年にあたり、貴殿の功績を称え、ここに感謝状を贈呈します。

二〇一二年三月三十一日

全国公害弁護団連絡会議

感謝状

弁護士 豊田 誠殿

貴殿は、イタイイタイ病弁護団の中心となって活躍し、同訴訟をはじめとする四大公害訴訟を勝利に導きました。

その経験と実績を活かして、薬害スモン訴訟に組織み、人間復権を求めて立ち上がったスモン患者を先頭に、全国各地の弁護士と支援者を幅広く結集し、九つの勝利判決を梃子にして国民的な闘いに発展させ、加害企業と国を追い詰め、ついにスモン訴訟の全面解決と薬事二法の改正を成し遂げる原動力となりました。

さらに、公害の原点といわれる水俣病問題については、水俣病患者・弁護士全国連絡会議の事務局長として指導力を発揮され、水俣病の闘いを全国的な運動に発展させて政府解決策を実現させ、公害健康被害者補償法の枠を超えた未認定患者の救済を成し遂げました。全国公害弁護団連絡会議では、初代事務局長、幹事長、そして代表委員として結成以来四〇年の長きにわたり、その活動を発展させた功績は極めて顕著です。

よって、全国公害弁護団連絡会議の結成四〇周年にあたり、貴殿の功績を称え、ここに感謝状を贈呈します。

二〇一二年三月三十一日

全国公害弁護団連絡会議

感謝状

弁護士 野呂 汎殿

貴殿は、不屈の情熱と正義感をもって四日市公害訴訟を闘い抜き、日本の歴史を大きく動かしてきました。その後も、名古屋東海道騒音・振動差止損害賠償事件、名古屋南部おおぞら裁判など一貫して公害事件に取り組むとともに、さらには高尾山天狗訴訟、北海道士幌なきうさぎ訴訟など、里山・自然生態系保全訴訟にも取り組んでこられました。日本弁護士連合会公害対策・環境保全委員会委員、日本環境法律家連盟代表も務め、日本の環境保護活動の先頭に立つてこられ、日本における公害闘争、環境保全運動と全国公害弁護団連絡会議の発展のために多大の功績をあげられました。

よって、全国公害弁護団連絡会議の結成四〇周年にあたり、貴殿の功績を称え、ここに感謝状を贈呈します。

二〇一二年三月三十一日

全国公害弁護団連絡会議

感謝状

弁護士 坂東 克彦 殿

貴殿は、熱烈なる情熱と正義感をもって、住民の生命と健康を犠牲にする国の政策と大企業の利潤本位の産業活動に立ち向かい、いわゆる四大公害裁判の先鞭を担った新潟水俣病闘争の勝利に大きく貢献されました。

その後も、多方面にわたり、一貫して公害問題の本质を訴え、国民の生活と権利を守るために奮闘され、日本における公害闘争と全国公害弁護団連絡会議の発展のために多大の功績をあげられました。

よって、全国公害弁護団連絡会議の結成四〇周年にあたり、長年にわたる貴殿の代表委員としての貢献と功績を称え、ここに感謝状を贈呈します。

二〇一二年三月三十一日

全国公害弁護団連絡会議

感謝状

弁護士 矢島 惣平 殿

貴殿は、土呂久鉦害訴訟などを担当され、また川崎公害の被害と加害企業調査に取組み、同訴訟では弁護団長として原告患者を励まして戦後高度経済成長がもたらした人権侵害事件である大気汚染公害の解決に向けて大きく寄与されました。

また、代表委員として四〇年に及ぶ全国公害弁護団連絡会議の活動に貢献された功績は極めて顕著です。

よって、全国公害弁護団連絡会議の結成四〇周年にあたり、貴殿の功績を称え、ここに感謝状を贈呈します。

二〇一二年三月三十一日

全国公害弁護団連絡会議

公害弁連 40 周年記念論文集

公害環境訴訟の新たな展開—権利救済から政策形成へ

公害弁連では、創立 40 周年に当たって、日本環境会議の全面的な協力のもと、淡路剛久、寺西俊一、吉村良一、大久保規子の各先生方の編集によって、被害救済から権利確立、そして制度改革へと進みつつある現在の公害事件を展望する論文集を日本評論社より出版しました。各論文の表題と執筆者は下記のとおりです。

第 1 部 総論

- 1 公害・環境裁判の歴史的意義…宮本憲一
- 2 権利の普遍化・制度改革のための
公害環境訴訟……淡路剛久
- 3 公害環境訴訟と環境経済学の
新たな課題……寺西俊一

第 2 部 理論編

I 環境をめぐる権利利益論

- 1 公害環境訴訟における権利論の意義
……吉村良一
- 2 地球温暖化問題と公害問題……早川光俊
- 3 環境民主主義と司法アクセス権の保障
……大久保規子

II 因果関係論

- 1 因果関係論の到達点と現代的課題
……渡邊知行
- 2 因果関係の科学的推論……松井利仁

III 違法性論

- 1 環境公害訴訟と行政の裁量権統制
……磯野弥生
- 2 環境公害訴訟と環境リスク管理
……下山憲治

IV 損害（責任）論

- 1 環境の価値評価に関する一試論
—福島原発事故による「環境損害」を念頭に
……除本理史
- 2 環境責任に関する国際制度……磯崎博司
- 3 福島第一原発事故による損害とメキシコ
湾油濁による損害……大塚 直

V 立証問題

- 1 環境汚染による人体影響に関する訴訟の
立証責任と自然科学……津田敏秀
- 2 化学物質被害の立証責任……神山美智子

第 3 部 実践編

- 1 環境公害訴訟戦略論……板井 優
- 2 水質汚濁訴訟の到達点と課題…板井俊介
- 3 大気汚染訴訟の到達点と課題…西村隆雄
- 4 アスベスト訴訟と制度改革……池田直樹
- 5-1 景観訴訟と都市計画上の課題
……中島 晃
- 5-2 景観・まちづくり訴訟の到達点と
今後の課題……日置雅晴
- 6 公共事業訴訟の到達点と課題…越智敏裕
- 7 廃棄物訴訟の到達点と課題……森 徳和
- 8 「自然の権利」訴訟の到達点と課題
……籠橋隆明
- 9 原子力訴訟の到達点と課題……福武公子
- 10 基地騒音公害訴訟の解決を目指して
—差止請求と将来の損害賠償
……中杉喜代司・高木吉朗

コラム

- 東京に青空を……柴田徳衛
国際社会において名誉ある地位を占めること
……近藤忠孝
福島原発事故に想う……篠原義仁
原発事故に想う……吉野高幸
理路整然とした非常識……馬奈木昭雄
原発事故被害とエネルギー転換……大島堅一

公害弁連にお申込いただいた方には、この論文集を特別定価 4200 円（税込・送料込）でお送り致しますので、①氏名、②送付先の住所、③冊数をメールもしくはハガキにてお申込ください。下記の銀行口座に料金をお振込みいただければ発送いたします。

（申し込み先）〒150-0002 東京都渋谷区渋谷二丁目 10 番 16 号 スガハラビル 5 階

渋谷法律事務所 弁護士 中杉 喜代司 宛

電 話 03-5468-8688 FAX 03-5468-8689

Eメール：nakasugi@y6.dion.ne.jp

（お振込先）みずほ銀行池袋西口支店 普通預金 No. 1417658

口座名義 全国公害弁護団連絡会議事務局長 阿部 哲二

公害被害者に生きる勇気を！

～公害弁連40周年にあたり、熱い思いを送ります。～

全国公害被害者総行動実行委員会
事務局長 中山 裕 二

公害弁連結成 40 周年にあたり心からお祝い申し上げますとともに、深甚の敬意を表します。また、日ごろから公害被害者に寄り添い、たたかっていたに、心から感謝申し上げます。

公害被害者にとって、公害弁連という弁護士集団は、欠くことのできないものです。たたかうためにも、そして何より病をかかえてもなお強く生きていく上で存在していただかなければなりません。

全国の公害被害者が大同団結して、公害弁連の先生方の一方ならぬ援助のもと全国公害被害者総行動に立ち上がったのは1976年のことです。当時、公害被害者は、財界、政府・自民党をあげた巻き返しのなかで、きびしいたたかいを強いられていましたが、四大公害裁判の歴史と伝統を引き継ぎ、立ち上がりました。

以来、公害弁連と全国公害被害者総行動実行委員会は、まさに車の両輪のように、この国の公害、環境行政をあるべき方向に向かわせ、公害・薬害被害者の救済に全力をつくしてきました。この間の活動は、多くの成果を勝ち取ってきました。

毎年6月の公害総行動は今年で37回を数えます。参加団体を増やしつつ、環境大臣交渉を欠かさず続けています。参加団体の重要なたたかいの局面では、実行委員会全体で支援し、また年間を通じて、情報を共有しつつ交流を続けています。3分の1世紀を越えて続いている運動は、公害弁連や公害地球懇をはじめ関係者の献身的な努力のたまものです。

ところで、発足当時は、大気汚染公害、イタイイタイ病、水俣病、カネミ油症、薬害スモンなど直接の健康被害を受けた被害者が、運動の中心で

した。この間は、加えて、公共事業（川辺川ダム、海面埋立、道路など）による環境破壊、米軍基地爆音など被害の態様の異なるたたかいも増え、実行委員会に参加しています。

アスベストによる健康被害が長年の潜伏期間をへて、被害があらわになり、労災分野を含めて重要なたたかいになってきました。大阪泉南アスベスト訴訟をたたかう原告団はその中心であり、首都圏建設アスベストをたたかうみなさんが今年実行委員会に参加されました。実行委員会としては、たたかいの幅を大きく広げる画期となりました。

薬害イレッサのたたかいは、東京、大阪両地裁での勝利判決を土台としたたたかいをすすめてきました。東京高裁は無情にも逆転判決を言い渡しましたが、これを乗り越え救済にむけて奮闘が続いています。

今年の総行動は、アスベストとイレッサの勝利を重点課題にしています。

公害健康被害補償法による認定患者は、高齢化しています。これらのみなさんが安心して生涯にわたって生きていけるようにすることが、一番の課題です。同時に、大気や水俣における新たな救済制度の確立、環境破壊を許さないたたかい、さらには気候変動についての取り組みなど私たちの課題は広がっています。このような状況の変化に応じて我が国の公害運動をどのように切り開いていくのか、国の政策にどう反映させていくのが課題です。

また昨年3月に起きた、東京電力福島第一原子力発電所の事故は、衝撃的であり、墳墓の地に帰れないという未曾有の被害をもたらしました。被害を受けたみなさんは、将来の健康障害をふくめ

て、大きな不安のなかにいらっしゃることは想像に難くありません。昨年私たちは、福島県の農民や漁業者のみなさんとの交流を通じて、たたかいの連帯を培ってきました。その中で、原発事故被害は公害であり、ともにたたかいたいという問題提起がありました。各地の公害被害者は、自らの公害体験を重ねています。公害発生の社会的背景、政府の対応は公害のそれと相似形であり、公害被害者は、痛みを共有することができます。そして、今回福島の「原発被害を完全賠償させる会」が、実行委員会に参加されました。

いずれにしても息の長いたたかいになることは、間違いありません。協力協同の関係を大切にしたいと思います。

以上のように、いろいろなたたかいの経験が積み重なって、あらたな課題も出てきている中で、

常に公害被害者の視点と感覚を大切にしていきたいと思います。

たたかいの経験を引き継いで、西淀川、尼崎では老健施設が、水俣でも NPO 法人による認知症のグループホームの運営が行われています。有明のたたかいは有明海と沿岸地域の再生をめざす壮大なものです。公害の経験を踏まえ、住み続けられる地域づくりに貢献していくことも今後の重要な課題です。

私たちは、この国の住民・被害者運動が踏み込んだことのない領域にはいりつつあります。私たちは、被害者の要求を基本に連帯してたたかうという初心にかえって、今後ともたたかい続ける決意です。

公害弁連の先生方のいっそうの奮闘とご協力を切にお願いするものです。

「原発と人権」全国研究・交流集会

弁護士 阿部 哲二

4月7日（土）、8日（日）の両日、福島大学で、「原発と人権」全国研究・交流集会が1日目の全体集会には420名、2日目には新たに100名の、合計520名が参加して行われました。

公害弁連も、この集会の実行委員会に加盟し、「被災者救済のための完全被害回復、完全賠償を」求めている第3分科会を、昨年公害弁連に加盟した浜通り弁護士団と生業弁護士団が担当する形で支えました。

この集会は、四大公害訴訟の際に開かれた公害と人権研究交流集会がその後の公害反対闘争を大きく支えた経験に鑑み、最大の公害

といえる今回の原発被害に対し、被害者、法律家、市民らが結集して立ち上がっていかうとの思いで、法律家団体を中心に企画されたものです。

第3分科会には、淡路剛久（早大）、吉村良一（立命館大）、片岡直樹（東経大）の各教授がコメンテーターとして参加し、これからの被害回復に向けて報告、討論が行われました。

実行委員長をつとめられた豊田誠弁護士の開会挨拶を紹介し、この集会の意義を確認したいと思います。

「原発と人権」全国研究・交流集会 開 会 挨拶

実行委員長 豊 田 誠

福島県内はもとより、全国各地から被害者、住民、行政関係者、医師、弁護士、法学者、それに原発問題などの各分野の専門家の方々、ジャーナリストなど広範な方々に、かくも多数ご参加いただき、この集会を企画・準備してきた実行委員会を代表して、感謝申しあげる次第です。

そして、この集会を通じて、3・11 原発問題と向きあう連帯の輪がさらに拡大し、強固な絆となっていくでしょう。

3・11 東京電力福島原発事故は、かつて日本国民が、経験したことのない、厚範で、甚大な環境破壊であり、人命・健康への危害を及ぼし、人間生存の基盤であるコミュニティを破壊しつつ、しかも、そうした被害が今もなお現在進行形で進行しているという、恐るべき状況にあるといわざるを得ません。

ところが、政府は、原発問題の事故原因の科学的な究明、総括もしないうちに、収束宣言をし、ここ数日間の政府の動きをみていると、福井県大飯原発（関電）を再稼動させようとして、「安全判断の暫定基準」を決めるなど原発再稼動への突破口を開こうとしています。危険で重大な事態が切迫しているのです。

3・11 東電原発事故問題をめぐる現在の情

勢の特徴は、一言でいえばこうです。一方では、原発問題をめぐる被害の実相が、加害の責任構造が、原発事故防止の道筋が、いずれも全く解明されないまま、他方では、涙金ほどの補償をちらつかせつつ、原発の再稼動に向かって動いているということではないでしょうか。

そういう意味では、私たちは、今、「人権と特権（利権）との交差点」に立っているのです。特権・利権を抑えて人権の大道を切開くか、それとも、住民が抑圧されて特権・利権に屈するのか、の十字路に立っているのです。

こうした情勢のもとで、今回の全国研究交流集会が開かれるに至ったことは、きわめて時宜にかなった、意義深いものがあるといわざるを得ません。

私たち日本国民は、環境と人間の生存の関係では、今日の福島原発問題に先立って、かつて2回の大きな分岐点に立たされてきた歴史的経験をもっています。

その第1回日は約100年前のこと。足尾銅山鉱毒事件の時代です。足尾銅山の開発に伴い、渡良瀬川を通して群馬、栃木両県の、農・漁業は壊滅的な打撃を受けました。足尾銅山に限らず、全国各地の鉱山のあるところでは悲惨な被害が相次ぎました。100年前の被害

者たちはどうしたか、足尾の例にみられるように、被害農民たちは、田中正造代議士を押し立てて直訴の行動に及ぶのですが、刑事弾圧され、被害者は逆に犯罪者にされて抑圧されたのです。

環境の破壊に対し、被害住民たちは敗北の辛酸をなめさせられてきました。これが100年前の日本で起きていたことです。

そして第2回目は、約50年前のこと。高度経済成長政策のもとで、石炭から石油へエネルギーが転換し、日本では「公害列島」と呼ばれるほどに悲惨な公害が、至るところで発生したのです。イタイイタイ病、水俣病、四日市などコンビナートでの大気汚染、などなど「産業発展」のもとで、人間の尊厳が直視出来ないほどに傷つけられ破壊されてきたのです。宮本憲一教授が「恐るべき公害」を発刊し、世に警告したのです。50年前、その被害者たちはどうしたか。被害者たちはやむにやまれず、闘いに立ちあがりました。「四大公害裁判」(1967～73)の始まりです。この流れは大河となって、被害者敗北の歴史を勝利への歴史へと転換させるに至ったのです。



いま、この転換への要因を考えてみると、

- ①被害者が被害の実相を勇気を持ってとことん訴えつづけたこと、(被害こそ全ての原点)
- ②加害の責任をとことん追及したこと(責任追及)
- ③被害者が要求を明らかにし、社会的支援を得ながら、これを握ってはなさなかったこと(要求の堅持)
- ④広範な世論とともに闘いつづけたこと(世論の支持)

の4点に集約できるでしょう。

福島原発事故は、こうした日本の経験を踏まえた3回目の重大な分岐点です。福島原発問題は、規模も深刻さも50年前の高度経済成長時代の公害の経験をはるかに越えています。過去の経験を経験主義的に承継するだけでは足りません。これまでの経験と蓄積をさらに発展させ、巨大な電力会社と政府の政策の根本的転換を勝ちとるために、新しい前進の地平を切り拓いていかなければならないでしょう。

今日からの2日間の討論は、原発問題にどう向きあい、理論と運動をどう構築していくか、そのための熱い、熱い議論の場となることを、そして、明日につながっていく足場となる集会になることを心から期待して、本研究集会の開会の挨拶といたします。

大阪・泉南アスベスト国賠訴訟

～待望の2陣勝訴判決～

大阪じん肺アスベスト弁護団
弁護士 伊藤 明子

待望の勝訴判決

「負ける確率の方が高いと思う。公務員は上に逆らわれへん。自分も長年公務員やったから分かるねん。」「なに弱気なこと言うてんの！勝ちたい、勝ちたい、勝ちたい言うて頑張ってきたんやん。勝つことだけ考えてたらええねん！」「そうや。今度こそ、裁判官の良心、見せてもらわな。」

2陣判決を1週間後に控えた春分の日。畳敷きに膝詰めの原告団総会では、本音が飛び交った。普段はあまり発言しない原告も、「勝つか負けるかは、結果にすぎない。勝つつもりで、1陣も2陣も一緒に闘ってきた。そういう気持ちで判決に臨みたい。」

どんな判決が出て、正義はこちらにあることを確信し、心静かに迎えた2012年3月28日午後2時。大阪地方裁判所第8民事部（小野憲一裁判長）は、1陣地裁判決（2010年5月19日・小西義博裁判長）に続き、再び泉南アスベスト被害についての国の責任を認めた。「いのちや健康よりも産業発展が優先する」と言わんばかりの、1陣高裁の不当判決（2011年8月25日・三浦潤裁判長）から7カ月。誰もが待ち望んだ、当たり前の、勝訴判決であった。

2陣判決の考え方

今回の2陣判決は、泉南地域の石綿被害の深刻さと、それを国が認識していたことを、繰り返し指摘している。そして、厳格な被害防止対策は「産

業社会の発展を著しく阻害し、労働者の職場自体を奪うことになりかねない」とした1陣高裁を明確に否定し、「経済的発展を優先すべきという理由で労働者の健康を蔑ろにすることは許されない」と判示した。

当時、石綿粉じん被害がいまだ国民一般に広く認識されていなかったとしても、国自身が被害の状況を認識していた以上、国は責任を免れない。労災防止のために事業者が費用を要するのは当然のことであり、費用を要することは、国が粉じん対策を義務付けない理由にはならない。防じんマスクは、粉じん対策としては補助的手段にすぎない上、装着を嫌う労働者が存在し、これを放置する事業者がいる、この現実を考慮しないでよいとはいえない。事業者の自主性に期待する行政指導は、被害の防止という観点からみると不十分な措置であり、健康被害に対する喫緊の課題に対応することは困難であった。国が危険性に関する情報を、直接、国民に提供して啓蒙していれば、被害拡大を防止できた可能性がある。等々、2陣判決の考え方は、極めて常識的である。



その上で、労働大臣は省令制定権限を、「できる限り速やかに」「適時に」適切に行使しなければならないとして、1陣高裁判決が無視した筑豊じん肺最高裁判決の判断基準を提示し、昭和35年4月1日（旧じん肺法成立の翌日）以降、昭和46年4月28日（旧特化則制定時）までの間、国の規制権限不行使の違法を認めた。

1日も早い全面解決を求めて

今回の2陣判決は、昭和46年5月1日以降の違法を認めず、また、国の責任は補充的であるとして責任範囲を3分の1に限定しており、これらの点では、1陣地裁判決から後退している。被害の実態を直視しておらず、不十分と言わざるを得ない。

しかし、2陣判決直前の2月に相次いで2名の原告が亡くなり、提訴後の死亡者が7名に上る中、酸素が手放せず、死を待つ恐怖におびえる原告にとって、「命あるうちの解決を」は切実な願いである。判決後の原告団総会では、国の責任が明確

に認められた意義を重視し、政治の力で、1日も早く、2陣判決を基準に泉南アスベスト問題を解決することを求めて決議した。今回の判決基準では救済されない原告も含め、1陣2陣の原告全員の総意であった。

「僕の命は1週間か10日もったらいい方だと思います。解決を見届けて死にたいです。」震える字で書いた原告の手紙を、小宮山厚労大臣は読んだと言う。その直後、控訴期限まで5日も残して、国は、早々に控訴を決定した。

国は、昭和35年当時、規制権限の行使を怠って、被害を発生・拡大させただけでなく、今また、解決を先送りし、目の前の被害救済を怠っている。

これからの道程は、決して平坦ではないだろう。けれど、明るく頼もしい原告団と共に、早期の政治解決を求めつつも、1陣最高裁、2陣高裁の裁判闘争を全力で闘う決意である。公害弁護の皆さま方には、引き続きのご支援とご指導・ご鞭撻をお願いしたい。

【若手弁護士奮戦記】

未来を守る

「原発なくそう！九州玄海訴訟」

弁護士 稲村 蓉子



1 はじめに

今年1月30日、九州の佐賀県にある玄海原子力発電所の全原子炉の運転差止めを求めて、日本全国から集った原告1704名が提訴しました。裁判の名前は「原発なくそう！九州玄海訴訟」。この裁判は、既に3月12日に1370名で第2陣提訴をしており、5月30日にはさらに1000人以上の

追加原告で第3陣提訴をする予定です。

私たち弁護団は、最終的には1万人の原告を集めて裁判をし、日本全国から原発をなくすことを目標としています。

私は弁護士登録8か月目からこの裁判の準備に関わってきました。どのようにこの裁判を準備してきたか、新人の視点から少しでも紹介できれば幸いです。

2 弁護団入団の思い

この裁判は、3・11 事故で人類と原発が共存できないことは明らかになったとして、弁護士が中心になって原告募集を呼びかけ、始めました。私が弁護団の一員になった直接の理由は、私の事務所の所長である東島浩幸弁護士が呼びかけ人の一人だったことにあります。しかし、私が積極的に弁護団活動に関わっているのは、やはり、3・11 事故後、次第に明らかになっていく原発の無責任さ（特に将来世代に何万年も管理を要する使用済み核燃料を押しつけるなど、無責任・不公平にもほどがあります。）、不合理さに、愕然としたからです。もし今ここで何もしなければ、きっと将来の子ども達から、「あの時、あなたは何もしなかったの？」と白い目で見られる、でもそれは嫌だという思いがありました。

3 裁判の準備に奔走する日々

昨年9月に原告の募集を始めてから、1 か月ごとに集会を開き、裁判への参加を呼びかける日々が始まりました（写真は、集会時に司会をした時のものです）。各団体への挨拶回りや会場の準備、ビラ作りなど、これまでやったことのない事ばかりで、全てが手探り状態でした。特に参ったのは集会の案内や原告募集を呼びかけるためのビラ作りです。パソコンの苦手な私はパソコンでレイアウトする方法を知らず、はさみで切ったり、のりで貼ったりしながら連日夜中までかかってビラを作っていました（今では簡単にレイアウトできるようになりました。）。

苦労はしましたが、裁判の準備をする中で多くの人と知り合うことができました。反原発運動を長年やってこられた方々—声楽家や医師、研究者、農業者、イラストレーター、牧師など—通常の事

件ではなかなか接点のない方々と親しくお付き合いさせていただいています。色々な方と知り合えるのが、この裁判の醍醐味です。

4 弁護団での議論 —どのような裁判にするか—

一方、弁護団もまた、とても刺激的なメンバーです。弁護団には、九州を中心に、12 期から新64 期までの幅広い年代のメンバーが入っています。そして、多くの先生方が、水俣病訴訟、薬害スモン訴訟、原爆症認定訴訟、よみがえれ！有明訴訟など、大型の事件に関わっておられ、豊富な経験と強い信念をお持ちです。ですから、弁護団会議は、毎回勉強の連続です。

裁判を構想するにあたり、特に、「原発の危険性を語るのに、技術論としての各論を語るな。総論を語れ。」ということが強調されました。「○○（例えば、老朽化、BWR、プルサーマル）の原発だから危険だ」という論の立て方では、技術的な論争に終始することとなり、原発の持つ本質的な問題点が隠れてしまうからです。私は、この議論を聞いてから改めて原発の問題点を考えなおしました。今では、一番の問題点は、民主主義を破壊せずには原発が存在し得ないことだと確信しています。

また、とにかく多くの原告を集めて世論の大きなうねりを作ることも重要視されました。ベテランの先生方が設定した目標原告数は1 万人。最初は、1 万人なんて途方もない実現不可能な数字だと思っていましたが、原告募集を始めてから約2 か月で原告の数は1000 名を超え、今では4000 名を超えようとしています。1 万人は、もはや、途方もない数字ではなくなりました。原告になって下さった方の反応を見ると、「脱原発運動のための手段」が提示されるのを待っていたかのよ

うな雰囲気があります。1万人を目指して広く原告募集を呼び掛けることで、潜在的な力を引き出すことができたのだと思います。

弁護団会議では、物の考え方を毎回勉強させてもらっています。

5 法廷場所変更の申入れ

弁護団は、(通常事件の感覚からすれば)トテツモナイ行動を実行します。最近では、裁判所に対して、法廷場所変更の申入れをしたことが挙げられます。(第2陣時点で)原告数が3000名を超えているため、通常の法廷では原告があふれ出てしまいます。そこで、原告が法廷に出頭する権利を確保する必要があるとして、裁判所以外の広い

場所で法廷を開くよう申し入れたのです。原告が自分の裁判を見る、それは良く考えてみれば当然のことですが、これまで、そのような申入れをした例はないそうです。極めて遺憾なことに裁判所はその申入れを拒否しましたが、これからも、私たちは、原点に立ち戻りながら、必要とあらばトテツモナイ行動を実行に移していく覚悟です。

6 これから

この裁判を準備するのに経験したこと、学んだことは、とてもこの紙面で言い尽くすことはできません。しかし、裁判は提訴したばかりで、これからが本番です。未来を守るために、原告とともに頑張っていきたいと思います。

INDEX

【巻頭言】

公共事業の大転換を！

代表委員 鈴木 堯博 1

■公害弁連40周年記念シンポジウム・レセプション開催

公害弁連40周年記念シンポとレセプションを開催

公害弁連40周年実行委員会事務局長 4

感謝状贈呈者

弁護士 村松 昭夫 6

40周年記念書籍ご案内

弁護士 中杉喜代司 12

公害被害者に生きる勇気を！

全国公害被害者総行動実行委員会事務局長 13

～公害弁連40周年にあたり、熱い思いを送ります。～

中山 裕二

■「原発と人権研究交流会」報告

「原発と人権」全国研究・交流会

弁護士 阿部 哲二 14

「原発と人権」全国研究・交流会 開会挨拶

実行委員長 豊田 誠 15

大阪・泉南アスベスト国賠訴訟

大阪じん肺アスベスト弁護団 17

～待望の2陣勝訴判決～

弁護士 伊藤 明子

【若手弁護士奮戦記】

未来を守る「原発なくそう！九州玄海訴訟」

弁護士 稲村 蓉子 18